

職員健康管理システム運営事業業務委託 プロポーザル評価基準書

松江市 総務部 人事課

2025年1月

目次

1	本書の目的	1
2	選定の主体	1
3	選定方法	1
4	評価基準	2
5	優先交渉権者の決定	3
6	その他	3

1. 本書の目的

本評価基準書は、「職員健康管理システム運営事業業務委託」のプロポーザルにあたって、「職員健康管理システム運営事業業務委託実施要領」に基づき、提案内容等の審査、第一優先交渉権者（最高得点者）および次点交渉権者（契約候補者）の選定に必要な事項を定めるものとする。

2. 選定の主体

優先交渉権者の選定は、松江市が設置する「職員健康管理システム運営事業業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行うものとする。

審査委員会は、各委員が企画提案書を審査し、公平かつ公正な判断により評価した結果を総合して、優先交渉権者を選定する。

受付期間、審査期間を通じて、各委員の提案者との直接接触を禁止する。

3. 選定方法

参加資格要件を満たしている提案者において、提案者から提出される企画提案書等で審査を行い、優先交渉権者を選定する。

一部の評価項目については、書類審査を実施する。なお、参加事業者が多数の場合は書類審査を一次審査とし、一次審査を通過した事業者のみがプレゼンテーションへ参加できるものとする。

プレゼンテーションでの審査にあたっては、提案書等に加え実施するプレゼンテーションおよび質疑応答での内容を審査の評価対象とする。

次項に定める評価基準により、各委員が採点を行う。

書類審査およびプレゼンテーションでの合計得点が最も高い提案者を第一優先交渉権者、合計得点が次点のものを次点交渉権者として選定する。

なお、各委員の合計得点が満点の 6 割に満たない場合は優先交渉権者に選定しない。

4. 評価基準

評価項目と配点：各項目の評価内容および配点は以下のとおりとする。

表 評価項目と配点

(1) 1次審査（書類審査）※事務局で実施

I D	項目	評価内容	点
1	受注実績	・本業務に資するような同種業務の受注実績数 ・受注実績のうち行政機関の受注実績数	10
2	データ移行 取込・出力	・既存データの意向について、その移行方法は妥当なものか。 ・データ移行に伴う職員等の負担軽減（作業量・期間等）を充分に考慮しているか。またデータ移行できるものとできないものが明確に示されているか。	10
3	価格	・構築経費、運用保守経費の価格が適正となっているか。 【計算式】（提案事業者のうち最も低い提案額）／（当該提案事業者の提案額）×20点 ※小数点以下第1位を四捨五入	20
4	業務の 執行体制	責任者・実務経験者の配置が具体的に示され、松江市の要請に応じて即時・的確な対応ができる体制となっているか。	10
合計			50

(2) 2次審査（1次審査での書類審査＋プレゼンテーション審査）

I D	項目	評価内容	点
1	書類審査	—	50
2	ユーザビリティ の確保	・PC習熟度が様々である管理者及び職員が利用するシステムとして操作が容易であると判断できるか。 ・研修資料は分かりやすいか。	40
3	職員の健康管理 情報の一元化	・職員の各種健康管理情報がシステム内で一元化され、効率的かつ的確な保健指導に寄与できているか。	30
4	運用支援保守	・障害発生時のサポート対応の手法はどのようなものか。 ・問い合わせ窓口や体制はどのようなものか。 ・サポート対応可能時間（ボリューム）はどのようなものか。	20
5	独自提案	・仕様がない独自の提案・工夫が見られるか。	10
合計			150

5. 優先交渉権者の決定

松江市は、審査委員会による選定結果に基づき、優先交渉権者を決定する。

合計得点が最も高いものが2者以上ある時は、審査委員の各評価で1位の数が最も多い者を第一優先交渉権者とする。(合計得点が最も高くかつ1位の数も同数の場合は、審査委員会の委員の合議により審査を行い決定する)

6. その他

このほかに必要な事項がある場合には、審査委員会が別途定めることとする。